

＜＜定例記者会見次第＞＞

令和 7 年 11 月 21 日 (金)
午前 10 時 00 分～
議会全員協議会室

●発表事項

1. 令和 7 年小田原市議会 12 月定例会議案 (資料 1)
2. 令和 7 年度 12 月補正予算 (案) (資料 2)
3. その他

(事務担当) 広報広聴室広報係 TEL33-1261

令和 7 年小田原市議会 12 月定例会提出議案件数

【令和 7 年 11 月 21 日現在】 (令和 7 年 11 月 28 日提出)

区分		件 数	内 容
初 日 報 告	専決処分の報告	5 件	<p>条例一部改正 1 件 • 手数料条例</p> <p>事故賠償 4 件 • 事故賠償 (環境事業センター) • 事故賠償 (商業振興課) • 事故賠償 (建設政策課) • 事故賠償 (みどり公園課)</p>
	小 計	5 件	
常 任 委 員 会 付 託	補 正 予 算	7 件	• 令和 7 年度一般会計 • 令和 7 年度競輪事業特別会計 • 令和 7 年度国民健康保険事業特別会計 • 令和 7 年度後期高齢者医療事業特別会計 • 令和 7 年度水道事業会計 • 令和 7 年度病院事業会計 • 令和 7 年度下水道事業会計
	条 例 議 案	2 件	<p>新規制定 1 件 • 病院事業の料金等に関する条例</p> <p>一部改正 1 件 • 火災予防条例</p>
初 日 議 決	事 件 議 案	9 件	• 指定管理者の指定について (マロニエ子育て支援センター) • 指定管理者の指定について (いずみ子育て支援センター) • 指定管理者の指定について (こゆるぎ子育て支援センター) • 指定管理者の指定について (小田原フラワーガーデン) • 小田原市と南足柄市との証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議について • 小田原市と大井町との証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議について • 小田原市と松田町との証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議について • 小田原市と箱根町との証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議について • 工事請負契約の変更について (旧内野醤油店耐震補強等改修工事)
	小 計	18 件	
	条 例 議 案	2 件	<p>一部改正 2 件 • 常勤の特別職職員の給与に関する条例 • 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例 </p>
	小 計	2 件	
合 計		25 件	

【令和 7 年 1 月 21 日現在】

区 分		件 数	内 容
追 加 予 定	人 事 案	2 件	同意案 2 件 ・公平委員会委員の選任 ・固定資産評価審査委員会委員の選任
合 計		2 件	

令和7年小田原市議会12月定例会提出議案一覧表

【議案発送 令和7年11月21日】（令和7年11月28日提出）

- 報告第34号 専決処分の報告について（小田原市手数料条例の一部を改正する条例）
- 報告第35号 専決処分の報告について（事故賠償）
- 報告第36号 専決処分の報告について（事故賠償）
- 報告第37号 専決処分の報告について（事故賠償）
- 報告第38号 専決処分の報告について（事故賠償）
- 議案第103号 令和7年度小田原市一般会計補正予算
- 議案第104号 令和7年度小田原市競輪事業特別会計補正予算
- 議案第105号 令和7年度小田原市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第106号 令和7年度小田原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 議案第107号 令和7年度小田原市水道事業会計補正予算
- 議案第108号 令和7年度小田原市病院事業会計補正予算
- 議案第109号 令和7年度小田原市下水道事業会計補正予算
- 議案第110号 小田原市病院事業の料金等に関する条例
- 議案第111号 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第112号 小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第113号 小田原市火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第114号 指定管理者の指定について（マロニエ子育て支援センター）
- 議案第115号 指定管理者の指定について（いずみ子育て支援センター）
- 議案第116号 指定管理者の指定について（こゆるぎ子育て支援センター）
- 議案第117号 指定管理者の指定について（小田原フラワーガーデン）
- 議案第118号 小田原市と南足柄市との証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議について
- 議案第119号 小田原市と大井町との証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議について

議案第120号 小田原市と松田町との証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議について

議案第121号 小田原市と箱根町との証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議について

議案第122号 工事請負契約の変更について（旧内野醤油店耐震補強等改修工事）

追加予定

同意案第23号 公平委員会委員の選任について

〔参考：任期が満了する方〕 加藤 まさる 氏

同意案第24号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

〔参考：任期が満了する方〕 田中 恵利子 氏

提出議案 概要（専決処分の報告）

【令和 7 年 1 1 月 2 1 日現在】（令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出）

報告第 3 4 号 専決処分の報告について（小田原市手数料条例の一部を改正する条例）

専決処分年月日 令和 7 年 1 0 月 3 1 日

[改正理由]

建築基準法施行令の一部改正に伴い、同令の条項を引用する規定の整理を行うため改正する。

[内 容]

建築基準法施行令の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。（第 9 条関係）

[適 用]

令和 7 年 1 1 月 1 日

報告第 3 5 号 専決処分の報告について（事故賠償）

環境事業センター職員による車両事故の賠償

専決処分年月日 令和 7 年 8 月 2 7 日

損 害 賠 償 額 2 7 5, 0 0 0 円（市の過失割合：10割）

相 手 方 市内在住者

事 故 の 概 要 令和 7 年 5 月 1 6 日午前 9 時頃、市内飯泉地内の市道 4 2 2 8 において、環境事業センター職員の運転するごみ収集車が対向車に道を譲るため後退したところ、ごみ収集車の左側後部が相手方の自宅ブロック塀に接触し、これを破損させた。

報告第 3 6 号 専決処分の報告について（事故賠償）

作業中に生じた物損事故の賠償

専決処分年月日 令和 7 年 1 1 月 1 7 日

損 害 賠 償 額 2 5 1, 2 6 2 円（市の過失割合：10割）

相 手 方 市内在住者

事 故 の 概 要 令和 6 年 1 2 月 1 4 日午後 6 時 3 0 分頃、市内栄町一丁目 1

番7号のハルネ小田原荷捌き所において、商業振興課職員が作業中に置いていた空の台車が傾斜により動き、付近に停車していた相手方車両のフロントバンパーに接触し、これを破損させた。

報告第37号 専決処分の報告について（事故賠償）

施設管理瑕疵による損害の賠償

専決処分年月日 令和7年10月20日

損害賠償額 209,447円（市の過失割合：10割）

相手方 市内在住者

事故の概要 市営浅原住宅において、給水設備のうち圧力タンク内の圧力を制御するスイッチが故障し、必要以上に給水ポンプを稼働させたことにより、令和6年11月分から令和7年5月分までの間、相手方に不要な電気料金を負担させた。

報告第38号 専決処分の報告について（事故賠償）

道路管理瑕疵による事故の賠償

専決処分年月日 令和7年9月30日

損害賠償額 31,300円（市の過失割合：10割）

相手方 市内在住者

事故の概要 令和6年11月28日午前11時頃、市内城山三丁目1109番地付近の市道0006において、相手方が歩行していたところ、隣接する城山公園内の樹木の枯れ枝が折れて頭頂部に落下し、負傷した。

提出議案 概要（補正予算）

【令和 7 年 1 1 月 2 1 日現在】（令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出）

議案第 103 号 令和 7 年度小田原市一般会計補正予算

補正予算規模 225,728 千円 (81,041,491 千円→81,267,219 千円)

[歳出の概要]

○過年度国県支出金等返還金の増額	21,601 千円
○市民会館管理事業費の計上	2,096 千円
○避難行動要支援者支援事業費の増額	418 千円
○社会福祉基金・ふるさとみどり基金・奨学基金の積立て	1,084 千円
○高齢者施設等物価高騰対応支援金の計上	31,281 千円
○障がい福祉施設等物価高騰対応支援金の計上	11,040 千円
○障害福祉サービス費等支給事務費の増額	20,020 千円
○児童手当支給事業費の増額	28,215 千円
○民間保育所等電気・ガス料金高騰対策事業費補助金の計上	1,170 千円
○保育士宿舎家賃支援事業費補助金の計上	1,863 千円
○生活保護利用世帯に対するエアコン購入費等助成事業費の計上	24,291 千円
○道路管理事業費の増額（繰越明許費の追加）	27,784 千円
○小学校施設維持・管理事業費の増額	43,148 千円
○中学校施設維持・管理事業費の増額	10,585 千円
○幼稚園施設維持・管理事業費の増額	1,132 千円

※今回の補正予算収支の不足額 93,832 千円は、前年度繰越金を充てる。

◆債務負担行為の追加 子育て支援拠点管理運営委託料

リサイクル施設運転等委託料

道路維持修繕事業費

河川維持修繕事業費

フラワーガーデン管理運営委託料

議案第104号 令和7年度小田原市競輪事業特別会計補正予算

補正予算規模 8,700,000千円 (30,770,000千円→39,470,000千円)

[歳入の概要]

○車券発売金の増額 8,700,000千円

[歳出の概要]

○施設管理費の増額 (継続費の追加) 25,000千円

○競輪開催費の増額 8,181,600千円

○予備費の増額 493,400千円

議案第105号 令和7年度小田原市国民健康保険事業特別会計補正予算

補正予算規模 2,328千円 (19,343,000千円→19,345,328千円)

[歳入の概要]

○国庫支出金の増額 2,328千円

[歳出の概要]

○賦課徴収費の増額 2,328千円

◆繰越明許費の追加 賦課徴収事業

◆債務負担行為の追加 資格確認書等作成・封入封かん委託料

議案第106号 令和7年度小田原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

補正予算規模 7,480千円 (6,024,000千円→6,031,480千円)

[歳入の概要]

○国庫支出金の増額 7,480千円

[歳出の概要]

○一般管理費の増額 7,480千円

議案第107号 令和7年度小田原市水道事業会計補正予算

補正予算規模 157,537千円 (8,879,930千円→9,037,467千円)

[収入の概要]

○営業外収益の増額 14,118千円

○企業債の増額 157,500千円

[支出の概要]

○建設改良費の増額 157,537千円

◆債務負担行為の追加 高田浄水場再整備事業設計建設事業費 (その3)

老朽管対策事業費

議案第108号 令和7年度小田原市病院事業会計補正予算

補正予算規模 412,350千円 (38,013,936千円→38,426,286千円)

[収入の概要]

○医業収益の増額 206,548千円

○医業外収益の増額 25,020千円

○市立病院新病院建設基金寄附金の増額 350千円

[支出の概要]

○医業費用の増額 410,000千円

○建設改良費の増額 2,000千円

○市立病院新病院建設基金の積立て (寄附金充当) 350千円

◆重要な資産の取得の追加 小児周産期用超音波診断装置等

携帯型医療用情報端末

◆重要な資産の取得の削除 検体情報統括システム

議案第109号 令和7年度小田原市下水道事業会計補正予算

◆債務負担行為の追加 污水管渠整備事業費

提出議案 概要（条例議案）

【令和 7 年 1 1 月 2 1 日現在】（令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出）

議案第 110 号

小田原市病院事業の料金等に関する条例

〔制定理由〕

新病院で行う病院事業における料金その他の費用の徴収に関し必要な事項を定めるため制定する。

〔内 容〕

1 料金等（第 2 条関係）

事業管理者は、診療等について、次に定める額の料金等を徴収することとする。

(1) 健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律その他の法令（以下「法令」という。）によりその額を定められた診療等に係る料金等の額 法令の定めるところにより算定した額

(2) 法令の適用を受ける入院時の食事療養に係る料金等の額 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準により算定した食事療養費の額

(3) 法令の適用を受けない診療等に係る料金等の額 診療報酬の算定方法に基づき 1 点の単価を 15 円として計算して得た額に、100 分の 110 を超えない範囲内で事業管理者が定める率を乗じて得た額

(4) 法令の適用を受けない入院時の食事療養に係る料金等の額 (2) の基準により算定した食事療養費の額に 100 分の 150 を乗じて得た額を超えない範囲内で事業管理者が定める額

(5) 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養に規定する療養及び(1)から(4)までの算定方法により難い診療等に係る料金等の額 次に定める額のほか、事業管理者が定める額

種 別	単 位	金 額	
		市民等	市民等以外の者

特別入院室料 (加算額)	特別室（括弧内 は、小児患者が使 用する場合の額）	A	1 日	22,000円 (20,000)	30,800円 (28,000)	
		B		11,000円 (10,000)	15,400円 (14,000)	
	LDR室（非課税）			20,000円	28,000円	
	特別4床室			3,850円	5,390円	
	初診時選定療養費			医 科	7,700円	
再診時選定療養費		医 科	1 回	5,500円	3,300円	
				歯 科	2,090円	
特別長期入院料		1 日		通算対象入院料の基本点数に100分の 15を乗じて得た点数を用いて診療報酬の 算定方法の例により算定した額に、100 分の110を乗じて得た額		
多焦点眼内レンズ支給選定 療養費		1 回		次の金額の合計を基準として事業管理者が 定める額に100分の110を乗じて得た 額 ア 多焦点眼内レンズの費用から保険診療 の場合に主に使用する眼内レンズの費用 を控除した額 イ 多焦点眼内レンズの支給に当たり必要 となる検査（保険外併用療養費の支給の 対象となる検査を除く。）の費用の額		
長期収載品選定療養費		1 回		長期収載品の薬価と後発医薬品の薬価との 価格差に4分の1を乗じて得た価格を用い て診療報酬の算定方法の例により算定した 点数に10円を乗じて得た額に、100分 の110を乗じて得た額		

妊婦健康診査料	1 件	3, 000円	
分娩介助料		70, 000円	100, 000円
無痛分娩料 (加算額)		150, 000円	
新生児保育料	1 日	6, 000円	
育児相談料	1 件	3, 300円	
がん検診料		診療報酬の算定方法により算定した額に 100分の110を乗じて得た額の範囲内 において事業管理者が定める額	
文 書 料	診断書	1 件	2, 200円
	死亡診断書 (死体検査 書)		3, 300円
	特殊診断書		5, 500円
	証明書		1, 430円
	特殊証明書		4, 400円
死体処置料	1 体	3, 300円	

備考 この表において「市民等」とは、小田原市、南足柄市、足柄上郡中井町、大井町、松田町、山北町若しくは開成町又は足柄下郡箱根町、真鶴町若しくは湯河原町の区域内に居住する者をいい、「市民等以外の者」とは、これらの者以外の者をいう。

(6) 国及び地方公共団体並びに社会保険団体等との間の特別な契約により行う診療等に係る料金等の額 当該契約において定める額

2 料金等の徴収時期 (第3条関係)

料金等は、その都度、徴収することとするほか、料金等の徴収時期の特例について定めることとする。

3 料金等の減免等 (第4条関係)

事業管理者は、特に必要と認めるときは、料金等を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができるこことする。

4 債権の放棄（第5条関係）

事業管理者は、料金等に係る債権の消滅時効が完成したときは、当該債権を放棄するこことする。

5 小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の廃止（附則第2項及び第3項関係）

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例を廃止することとし、同条例の廃止に伴う経過措置を定めることとする。

[適用]

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

議案第111号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

人事院勧告及びこれに対する県内の他の地方公共団体の状況を踏まえ、本市の常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を引き上げるため改正する。

[内容]

市長、副市長、教育長及び病院事業管理者に係る期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。（改正条例第1条及び第2条関係）

区分	現行	令和7年度	令和8年度以降
6月期		100分の165	100分の167.5
12月期	100分の165	100分の170	100分の167.5

[適用]

1 令和7年度の支給に係る期末手当の支給割合の引上げ

公布の日

2 令和8年度以降の支給に係る期末手当の支給割合の改定

令和8年4月1日

議案第112号

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

人事院勧告及びこれに対する県内の他の地方公共団体の状況を踏まえ、本市職員の給料月額、通勤手当の支給上限額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、国家公務員の給与制度に準じて、勤勉手当基礎額の算定方法を変更するため改正する。

[内 容]

1 一般の職員に係る給与改定（改正条例第1条及び第2条関係）

(1) 給料月額の引上げ（別表第1及び別表第2関係）

人事院勧告で示された国家公務員の俸給表を基礎として、若年層を中心に給料月額を引き上げることとする。（平均改定率+3.3パーセント）

(2) 通勤手当の支給上限額の引上げ（第10条関係）

通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給する通勤手当の支給上限額を次のように引き上げることとする。

改 正 後	改 正 前
38,700円	31,600円

(3) 期末手当の支給割合の引上げ（第19条関係）

期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区 分	現 行	令和7年度	令和8年度以降
再任用職員以外の職員	6月期	100分の125	100分の126.25
	12月期	100分の125	100分の127.5
再任用職員	6月期	100分の70	100分の71.25
	12月期	100分の70	100分の72.5

(4) 勤勉手当の支給割合の引上げ（第20条関係）

勤勉手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区 分	現 行	令和7年度	令和8年度以降
-----	-----	-------	---------

再任用職員以外の職員	6月期	100分の105		100分の106.25
	12月期	100分の105	100分の107.5	100分の106.25
再任用職員	6月期	100分の50		100分の51.25
	12月期	100分の50	100分の52.5	100分の51.25

(5) 勤勉手当基礎額の算定方法の変更（第20条関係）

勤勉手当基礎額の算定方法を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計	給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計

2 特定任期付職員に係る給与改定（改正条例第3条及び第4条関係）

(1) 給料月額の引上げ（第7条関係）

人事院勧告で示された国家公務員の特定任期付職員の俸給表に準じて、給料月額を引き上げることとする。

(2) 期末手当の支給割合の引上げ（第8条関係）

期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区 分	現 行	令和7年度	令和8年度以降
6月期		100分の95	100分の96.25
12月期	100分の95	100分の97.5	100分の96.25

(3) 勤勉手当の支給割合の引上げ（第8条関係）

勤勉手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区 分	現 行	令和7年度	令和8年度以降
6月期		100分の87.5	100分の88.75
12月期	100分の87.5	100分の90	100分の88.75

3 給与改定に伴う経過措置（改正条例附則第3項関係）

給与改定に伴う所要の経過措置を定めることとする。

4 小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（改正条例附則第4項関係）

1 (5)に伴う所要の規定の整備を行うこととする。 (第15条関係)

[適用]

- 1 給料月額の引上げ、通勤手当の支給上限額の引上げ並びに令和7年度の支給に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ

令和 7 年 4 月 1 日

- 2 令和8年度以降の支給に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定

令和 8 年 4 月 1 日

- 3 上記以外

公布の日

議案第113号

小田原市火災予防条例の一部を改正する条例

[改正理由]

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正され、従来のサウナ設備のうち、消費熱量が小さい簡易サウナ設備に係る設置要件の整備が行われることに伴い、これに応じた措置を講ずるため改正する。

[内容]

- 1 簡易サウナ設備の位置及び構造に係る基準の設定 (新第7条の2関係)

簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。）を、火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備とすることとし、その位置、構造及び管理の基準を定めることとする。

- 2 従来のサウナ設備の名称の変更 (新第7条の3及び第44条関係)

1に伴い、従来のサウナ設備の名称を一般サウナ設備に変更することとする。

- 3 火を使用する設備等の届出対象の追加 (第44条関係)

簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）を設置しようとする場合には、あらかじめ消防長に届け出なければならないこととする。

- 4 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和 8 年 3 月 31 日

提出議案 概要（事件議案）

【令和 7 年 1 1 月 2 1 日現在】（令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出）

議案第 1 1 4 号 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 マロニエ子育て支援センター
- 2 指定管理者 有限会社ぎんが邑 R I V 総合研究所
代表取締役 望月聖子
横浜市保土ヶ谷区峰岡町三丁目 417 番地
- 3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 1 1 5 号 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 いずみ子育て支援センター
- 2 指定管理者 有限会社ぎんが邑 R I V 総合研究所
代表取締役 望月聖子
横浜市保土ヶ谷区峰岡町三丁目 417 番地
- 3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 1 1 6 号 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 こゆるぎ子育て支援センター
- 2 指定管理者 有限会社ぎんが邑 R I V 総合研究所
代表取締役 望月聖子
横浜市保土ヶ谷区峰岡町三丁目 417 番地
- 3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第117号 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称 小田原フラワーガーデン

2 指定管理者 小田原フラワーガーデンパートナーズ

代表者 横浜緑地株式会社

代表取締役 横 田 純

横浜市磯子区杉田四丁目5番10号

3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第118号～議案第121号

小田原市と南足柄市、大井町、松田町及び箱根町との証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、小田原市と南足柄市、大井町、松田町及び箱根町との間における証明書等の交付等に係る事務の委託を相互に廃止するに当たり、各市町と協議することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

議案第122号 工事請負契約の変更について（旧内野醤油店耐震補強等改修工事）

令和6年10月7日に議決を経て締結した工事請負契約（旧内野醤油店耐震補強等改修工事）の内容の一部を次のように変更したいので、議会の議決を求める。

「契約金額 218,559,000円」を

「契約金額 225,140,300円」とする。

「工期 契約に定める日から511日間」を

「工期 契約に定める日から694日間」とする。

令和7年12月定例会日程(案)

第1日目	11月28日	金	・補正予算並びにその他議案一括上程——提案説明 (一般質問通告 締切 午後5時)
第2日目	11月29日	(土)	(休会)
第3日目	11月30日	(日)	(休会)
第4日目	12月1日	月	(休会) (議案関連質疑通告 締切 正午)
第5日目	12月2日	火	(休会)
第6日目	12月3日	水	・質疑、各常任委員会付託、陳情等付託
第7日目	12月4日	木	(休会) 総務常任委員会
第8日目	12月5日	金	(休会) 厚生文教常任委員会
第9日目	12月6日	(土)	(休会)
第10日目	12月7日	(日)	(休会)
第11日目	12月8日	月	(休会) 建設経済常任委員会
第12日目	12月9日	火	(休会)
第13日目	12月10日	水	(休会)
第14日目	12月11日	木	(休会) (委員長報告書検討日)
第15日目	12月12日	金	・各常任委員長審査結果報告・質疑・討論・採決 ・陳情等審査結果報告・質疑・討論・採決 ・一般質問
第16日目	12月13日	(土)	(休会)
第17日目	12月14日	(日)	(休会)
第18日目	12月15日	月	・一般質問
第19日目	12月16日	火	・一般質問
第20日目	12月17日	水	・一般質問
第21日目	12月18日	木	・一般質問

*告示 11月21日(金)

*議会運営委員会開催予定 11月25日(火)午前10時(24日(月)祝日のため)

*仮通告 11月25日(火)～11月27日(木)

令和7年度12月補正予算(案)について

1 一般会計

(1) 補 正 額 225,728千円
(2) 補正後の予算額 81,267,219千円

[主な内容]

- 過年度国県支出金等返還金の増額(補正予算書36頁)
- 市民会館管理事業費の計上(補正予算書36頁)
- 避難行動要支援者支援事業費の増額(補正予算書36頁)
- 社会福祉基金、ふるさとみどり基金、奨学基金の積立て(補正予算書36・38頁)
- 高齢者施設等物価高騰対応支援金の計上(補正予算書36頁)
- 障がい福祉施設等物価高騰対応支援金の計上(補正予算書36頁)
- 障害福祉サービス費等支給事務費の増額(補正予算書36頁)
- 児童手当支給事業費の増額(補正予算書36頁)
- 民間保育所等電気・ガス料金高騰対策事業費補助金の計上(補正予算書36頁)
- 保育士宿舎家賃支援事業費補助金の計上(補正予算書36頁)
- 生活保護利用世帯に対するエアコン購入費等助成事業費の計上(補正予算書36頁)
- 道路管理事業費の増額(繰越明許費の追加)(補正予算書38頁)
- 小学校施設維持・管理事業費の増額(補正予算書38頁)
- 中学校施設維持・管理事業費の増額(補正予算書38頁)
- 幼稚園施設維持・管理事業費の増額(補正予算書38頁)

◎は「主な事業」として別紙資料に再掲

◆債務負担行為の追加

- 子育て支援拠点管理運営委託料(補正予算書6頁)
- リサイクル施設運転等委託料(補正予算書6頁)
- 道路維持修繕事業費(補正予算書6頁)
- 河川維持修繕事業費(補正予算書6頁)
- フラワーガーデン管理運営委託料(補正予算書6頁)

2 競輪事業特別会計

(1) 補 正 額 8,700,000千円
(2) 補正後の予算額 39,470,000千円

[主な内容]

- 車券発売金の増額(補正予算書46頁)
- 施設管理費の増額(継続費の追加)(補正予算書48頁)
- 競輪開催費の増額(補正予算書48頁)
- 予備費の増額(補正予算書48頁)

3 国民健康保険事業特別会計

(1) 補 正 額 2, 328千円
(2) 補正後の予算額 19, 345, 328千円

[主な内容]

○賦課徴収費の増額（補正予算書56頁）

◆繰越明許費の追加

賦課徴収事業（補正予算書15頁）

◆債務負担行為の追加

資格確認書等作成・封入封かん委託料（補正予算書15頁）

4 後期高齢者医療事業特別会計

(1) 補 正 額 7, 480千円
(2) 補正後の予算額 6, 031, 480千円

[主な内容]

○一般経費の増額（補正予算書64頁）

5 水道事業会計

(1) 補 正 額 157, 537千円
(2) 補正後の予算額 9, 037, 467千円

[主な内容]

○営業外収益の増額（補正予算書76頁）

○企業債の増額（補正予算書78頁）

○建設改良費の増額（補正予算書78頁）

◆債務負担行為の追加

高田浄水場再整備事業設計建設事業費（その3）（補正予算書20頁）

老朽管対策事業費（補正予算書20頁）

6 病院事業会計

(1) 補 正 額 412, 350千円
(2) 補正後の予算額 38, 426, 286千円

[主な内容]

○医業収益の増額（補正予算書96頁）

○医業外収益の増額（補正予算書96頁）

○医業費用の増額（補正予算書98頁）

○建設改良費の増額（補正予算書100頁）

○市立病院新病院建設基金の積立て（寄附金充当）（補正予算書100頁）

◆重要な資産の取得の追加

小児周産期用超音波診断装置等（補正予算書22頁）

携帯型医療用情報端末（補正予算書22頁）

◆重要な資産の取得の削除

検体情報統括システム（補正予算書22頁）

7 下水道事業会計

[主な内容]

◆債務負担行為の追加

汚水管渠整備事業費（補正予算書25頁）

8 全会計合計

(1) 補 正 額 9, 505, 423千円

(2) 補正後の予算額 229, 739, 704千円

12月補正予算（案）計上の主な事業

物価高騰対応重点支援関連

(事業費：67,782千円)

事業内容	国の物価高騰対応重点支援交付金を活用し、電気・ガス料金や食材費等の価格高騰の影響を受けている高齢者施設、障がい福祉施設及び民間保育所等に対し、電気料金等の一部を補助するとともに、生活保護利用世帯に対してエアコン購入費の助成を行う。
	◎高齢者施設等物価高騰対応支援金の計上 <31,281千円> 【事業の詳細は5頁を参照】
	◎障がい福祉施設等物価高騰対応支援金の計上<11,040千円> 【事業の詳細は6頁を参照】
	◎民間保育所等電気・ガス料金高騰対策事業費補助金の計上 <1,170千円> 【事業の詳細は7頁を参照】
	◎生活保護利用世帯に対するエアコン購入費等助成事業費の計上 <24,291千円> 【事業の詳細は8頁を参照】
(補正予算書36頁)	

まちづくりの目標「いのちを大切にする小田原」

(事業費：1,863千円)

事業内容	保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を補助することにより、保育士が働きやすい環境の整備を図る。
	◎保育士宿舎家賃支援事業費補助金の計上<1,863千円> 【事業の詳細は9頁を参照】
(補正予算書36頁)	

高齢者施設等物価高騰対応支援金

1 事業概要

電気・ガス料金や食材料費等の高騰により、高齢者施設等の運営に係る経費が増大している状況を踏まえ、利用者への負担軽減が生じないよう、市内高齢者施設等へ支援金を支給する。

対象期間は令和8年（2026年）1月から3月までとする。

2 対象経費

燃料費・光熱費・食材費の高騰分に相当する経費

3 予算額

31,281千円

4 補助対象

市内高齢者施設等

ただし、令和8年1月1日時点で指定権者から指定を受け、申請時においても休止・廃止の届出がされていない市内高齢者施設等を運営する法人。

5 申請受付期間

令和8年1月～令和8年3月

6 財 源

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国10/10）

問い合わせ先

福祉健康部高齢介護課介護給付係

電話 33-1827

障がい福祉施設等物価高騰対応支援金

1 事業概要

電気・ガス料金や食材料費等の高騰により、障がい福祉施設等の運営に係る経費が増大している状況を踏まえ、利用者への負担軽減が生じないよう、市内障がい福祉施設等へ支援金を支給する。

対象期間は令和8年（2026年）1月から3月までとする。

2 対象経費

燃料費・光熱費・食材費の高騰分に相当する経費

3 予算額

11,040千円

4 補助対象

市内障がい福祉施設等

ただし、令和8年1月1日時点で指定権者から指定を受け、申請時においても休止・廃止の届出がされていない市内障がい福祉施設等を運営する法人。

5 申請受付期間

令和8年1月～令和8年3月

6 財 源

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国10/10）

問い合わせ先

福祉健康部障がい福祉課障がい給付係

電話 33-1466

民間保育所等電気・ガス料金高騰対策事業費補助金

1 事業概要

物価高騰の影響により、保育所等の冷暖房や給食調理に必要な電気・ガス料金が高騰しているため、民間保育所等に対し電気・ガス料金の一部(利用定員毎に設定した額)を補助する。

2 対象経費

電気・ガス料金の高騰分に相当する経費

3 予算額

1,170 千円

4 補助対象

民間保育所等 47 施設

5 対象期間

令和8年（2026年）1月～令和8年3月

6 財 源

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国 10/10）

問い合わせ先
子ども若者部保育課保育係
電話 33-1451

生活保護利用世帯に対するエアコン購入費等助成事業

1 目 的

熱中症を予防するため、エアコン未設置の生活保護利用世帯のうち、生活保護制度等によるエアコン購入費等の支給を受けることができない世帯に対し、当該費用を助成する。

2 事業概要

10万円を上限としてエアコンの購入費及び工事費等の助成を行う。

3 予算額

24,291千円

内訳 事務費（封筒、郵送料等）

負担金補助及び交付金（240世帯）

4 助成期間

令和7年12月中旬～令和8年3月

5 財 源

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国10/10）

問い合わせ先

福祉健康部生活援護課生活援護係

電話 33-1463

保育士宿舎家賃支援事業費補助金

1 目 的

保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を補助することにより、保育士の人材確保や離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

2 補助対象

民間保育所等に採用された日から起算して、6年目から10年目までの常勤保育士のために、宿舎を借り上げた民間保育所等に対し補助を行う。(採用された日から起算して、5年目までの常勤保育士に対しては、国の補助制度を活用する。)

3 予算額

1,863千円（2園）

$$\left. \begin{array}{l} 1\text{か月あたり上限}76\text{千円とし、家賃月額の}3/4\text{を補助。} \\ 1/4\text{は事業者負担とする。} \end{array} \right\}$$

4 財 源

保育士宿舎家賃支援事業費補助金（県1/2）

問い合わせ先
子ども若者部保育課保育係
電話 33-1451